

江南市青少年問題協議会 兼 江南市少年センター運営協議会

日時：令和 8 年 7 月 15 日（水）午前 10 時～

場所：江南市役所 3 階 第 3 委員会室

次 第

1. 会長挨拶

2. 副会長選出について

3. 議題

（1）令和 7 年度青少年健全育成に関する事業報告について

（2）令和 8 年度青少年健全育成に関する事業計画について

（3）意見交換

4. その他

令和 7 年度江南市少年センター事業報告

年 月 日	内 容
令和 7 年	
4 月 18 日	地区別街頭補導（全区）
5 月 16 日	地区別街頭補導（全区）
6 月 4 日	少年センター少年補導委員総会及び研修会 （KTX アリーナ 会議室 3 ～ 5） 研修会 テーマ：青少年を取り巻く最近の非行情勢について 講 師：江南警察署 生活安全課長 土屋 匡史 氏
20 日	地区別街頭補導（全区）
7 月 1 日	青少年の被害・非行防止に取り組む県民運動（夏期・7 月 1 日～8 月 31 日） 生活・イベント情報メール及び市公式 LINE 配信の実施 市庁舎内放送及び行政情報モニター啓発記事掲載の実施 toko*toko*labo 内デジタルサイネージに啓発記事掲載の実施
10 日	あいさつ運動啓発活動 全小学校で実施（午前 7 時 45 分～午前 8 時 15 分）
7 日	江南市青少年問題協議会（兼江南市少年センター運営協議会） （江南市役所 第 3 委員会室）
18 日	青少年被害・非行防止街頭啓発（午後 4 時～） 市内 5 か所で実施（参加者 85 名）
8 月 2 日	地区別街頭補導（布袋中地区）
9 日	地区別街頭補導（宮田中地区）
22 日	地区別街頭補導（北部中地区、西部中地区）
29 日	地区別街頭補導（古知野中地区）
9 月 19 日	地区別街頭補導（全区）

年 月 日	内 容
10 月 1 日	青少年によい本をすすめる県民運動（10 月 1 日～10 月 31 日） 生活・イベント情報メール及び市公式 LINE 配信の実施 市庁舎内放送及び行政情報モニター啓発記事掲載の実施 toko*toko=labo 内デジタルサイネージに啓発記事掲載の実施
10 日	あいさつ運動啓発活動 全小中学校で実施（午前 7 時 45 分～午前 8 時 15 分）
17 日	少年補導委員視察研修会（参加者：27 名） 視察場所：法務省矯正研修所名古屋支所
11 月 1 日	子ども・若者育成支援県民運動（11 月 1 日～11 月 30 日） 生活・イベント情報メール及び市公式 LINE 配信の実施 市庁舎内放送及び行政情報モニター啓発記事掲載の実施 toko*toko=labo 内デジタルサイネージに啓発記事掲載の実施
11 月 21 日	子ども・若者育成支援県民運動街頭啓発（午後 4 時～） 市内 5 か所で実施（参加者：56 名）
12 月 19 日	地区別街頭補導（全区）
20 日	青少年の被害・非行防止に取り組む県民運動（冬期・12 月 20 日～1 月 10 日） 生活・イベント情報メール及び市公式 LINE 配信の実施 市庁舎内放送及び行政情報モニター啓発記事掲載の実施 toko*toko=labo 内デジタルサイネージに啓発記事掲載の実施
令和 8 年	
1 月 16 日	地区別街頭補導（全区）
2 月 1 日	「家庭の日」県民運動（2 月 1 日～2 月 28 日） 生活・イベント情報メール及び市公式 LINE 配信の実施 市庁舎内放送及び行政情報モニター啓発記事掲載の実施 toko*toko=labo 内デジタルサイネージに啓発記事掲載の実施
10 日	あいさつ運動啓発活動 全小中学校で実施（午前 7 時 45 分～午前 8 時 15 分）
20 日	地区別街頭補導（全区）
3 月 9 日	「江南市少年センター少年相談用 PR カード」の配布（2,200 枚）
3 月 13 日	地区別街頭補導（全区）

街頭補導実施状況（令和7年4月～令和8年3月）

月 別	実施回数		少年補導委員等 延 べ 人 員		補導した少年の延べ人数	
					補導表作成	現場注意補導
4 月	10	(1)	43	(1)	0	0
5 月	10	(1)	43	(1)	0	0
6 月	10	(1)	49	(1)	0	0
7 月	10	(1)	55	(10)	0	0
8 月	10	(1)	47	(1)	0	0
9 月	10	(1)	43	(1)	0	0
10 月	10	(1)	27	(2)	0	0
11 月	10	(1)	46	(13)	0	0
12 月	10	(1)	42	(1)	0	0
1 月	10	(1)	43	(1)	0	0
2 月	10	(1)	46	(1)	0	0
3 月	10	(1)	45	(1)	0	0
計	120	(12)	529	34	0	0
令和6年度	120	(12)	511	(31)	0	0

※1. 上記中「現場注意補導」は、ゲーム遊技の不健全娯楽、路上における危険遊戯、自転車の2人乗り等の危険な乗り方など。

2. 回数は、1班（各中学校区で2班）の活動を1回とした。

3. ()内は、少年センター職員の活動回数及び実施人員を別掲で示す。

令和7年度 少年相談受理状況

項目	区分 内容別	6年度	総 数	対象少年別 4月～ 3月末							相談者別 4 月～ 3月末						
		年 間 件 数		未 就 学	小 学 生	中 学 生	高 校 生	そ の 他 学 生	有 職	無 職	本 人				家 庭	学 校	そ の 他
	小 学 生	中 学 生	高 校 生								そ の 他						
教 育	いじめ	2	4		3		1								2		2
	しつけ	12	1			1									1		
	学 業	2	1			1									1		
	学校生活	79	56		41	7	8					3		6		47	
	進路適性		14		2	11	1						1	1		12	
	不登校	49	73		13	56	4					1	1	1		70	
人 間 関 係	友達関係	8	16		9	4	3					1		3		12	
	異性関係																
	家 庭	101	44		16	25	2	1				1		2		41	
	職 場	3	25			24			1						1	24	
心 身 ・ 性 格	性格・行動	35	41		30	7	4					1		2		38	
	身 体	2	4		3	1										4	
	神経質・情緒障害	42	17		5	11			1							17	
職 業	就 職																
	転・退職		1			1									1		
問 題 行 動	家出無断外泊																
	怠学・怠業																
	飲酒・喫煙	1															
	金銭持出乱費	2															
	不良交友																
	不純異性交友																
	万引・盗み																
	暴力・粗暴	1															
	性問題		1				1							1			
	薬物乱用		1				1									1	
その他		75	79		48	18	12		1		26		12	1	40		
合 計		414	378		170	167	37	1	3		33	2	28	2	311		2
							38		3		65						

令和7年度 少年相談受理状況（E-mail 分）

少年・相談者 内容別		総 数	対 象 少 年 別							相 談 者 別						
			未 就 学	小 学 生	中 学 生	高 校 生	そ の 他 学 生	有 職	無 職	本 人				家 庭	学 校	そ の 他
										小 学 生	中 学 生	高 校 生	そ の 他			
教 育	い じ め	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1
	し つ け	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
	学 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	学校生活	20	0	19	1	0	0	0	0	0	0	0	0	20	0	0
	進路適性	8	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0
	不登校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人 間 関 係	友達関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	異性関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	家 庭	2	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0
	職 場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
心 身 ・ 性 格	性格・行動	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
	身 体	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	神経質・情緒障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
職 業	就 職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	転・退職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
問 題 行 動	家出無断外泊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	怠学・怠業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	飲酒・喫煙	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	金銭持出乱費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不良交友	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不純異性交友	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	万引・盗み	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	暴力・粗暴	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	性問題	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	薬物乱用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		35	0	22	12	0	1	0	0	0	0	0	0	34	0	1

令和7年度 少年相談受理状況（直接相談分）

少年・相談者 内容別		総 数	対 象 少 年 別							相 談 者 別						
			未 就 学	小 学 生	中 学 生	高 校 生	そ の 他 学 生	有 職	無 職	本 人				家 庭	学 校	そ の 他
										小 学 生	中 学 生	高 校 生	そ の 他			
教 育	い じ め	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	し つ け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	学 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	学校生活	13	0	6	0	7	0	0	0	2	0	6	0	5	0	0
	進路適性	3	0	0	2	1	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0
	不登校	4	0	2	1	1	0	0	0	1	1	1	0	1	0	0
人 間 関 係	友達関係	5	0	1	1	3	0	0	0	1	0	3	0	1	0	0
	異性関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	家 庭	8	0	4	2	2	0	0	0	1	0	2	0	5	0	0
	職 場	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
心 身 ・ 性 格	性格・行動	3	0	1	0	2	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0
	身 体	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	神経質・情緒障害	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
職 業	就 職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	転・退職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
問 題 行 動	家出無断外泊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	怠学・怠業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	飲酒・喫煙	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	金銭持出乱費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不良交友	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不純異性交友	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	万引・盗み	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	暴力・粗暴	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	性問題	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	薬物乱用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他		41	0	31	0	10	0	0	0	26	0	10	0	5	0	0
計		80	0	46	7	27	0	0	0	32	2	25	0	20	0	1

令和7年度 少年相談受理状況（電話分）

少年・相談者		総 数	対 象 少 年 別							相 談 者 別						
内容別			未 就 学	小 学 生	中 学 生	高 校 生	そ の 他 学 生	有 職	無 職	本 人				家 庭	学 校	そ の 他
										小 学 生	中 学 生	高 校 生	そ の 他			
教 育	い じ め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	し つ け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	学 業	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
	学校生活	23	0	16	6	1	0	0	0	1	0	0	0	22	0	0
	進路適性	3	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0
	不登校	69	0	11	55	3	0	0	0	0	0	0	0	69	0	0
人 間 関 係	友達関係	11	0	8	3	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	0
	異性関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	家 庭	34	0	12	22	0	0	0	0	0	0	0	0	34	0	0
	職 場	24	0	0	23	0	0	1	0	0	0	0	1	23	0	0
心 身 ・ 性 格	性格・行動	37	0	29	6	2	0	0	0	0	0	0	0	37	0	0
	身 体	4	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0
	神経質・情緒障害	16	0	4	11	0	0	1	0	0	0	0	0	16	0	0
職 業	就 職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	転・退職	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
問 題 行 動	家出無断外泊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	怠学・怠業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	飲酒・喫煙	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	金銭持出乱費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不良交友	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不純異性交友	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	万引・盗み	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	暴力・粗暴	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	性問題	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
	薬物乱用	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
そ の 他		38	0	17	18	2	0	1	0	0	0	2	1	35	0	0
計		263	0	102	148	10	0	3	0	1	0	3	2	257	0	0

令和 7 年度 月別相談件数

年度	件数	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月	計
令和 7年度	相 談 件 数	50 (4)	37 (7)	42 (6)	33 (7)	24 (9)	24 (5)	39 (9)	22 (3)	22 (3)	29 (4)	27 (2)	29 (6)	378 (65)
	(ケース数)	13	11	13	11	9	10	10	8	8	9	8	7	35
	うち電話 相談件数	36 (0)	28 (2)	31 (0)	23 (0)	14 (1)	12 (0)	22 (0)	16 (1)	14 (0)	22 (0)	24 (0)	21 (2)	263 (6)
	うち来室 相談件数	5	7	6	8	10	8	12	4	7	5	3	5	80
	Eメール 相談件数	9	2	5	2	0	4	5	2	1	2	0	3	35
令和 6年度	相 談 件 数	28 (1)	39 (0)	40 (2)	31 (4)	33 (5)	31 (6)	29 (7)	31 (8)	34 (4)	41 (4)	35 (7)	42 (5)	414 (53)
	(ケース数)	9	12	13	10	8	8	10	12	12	9	10	9	39
	うち電話 相談件数	20 (0)	32 (0)	32 (0)	27 (1)	24 (1)	21 (0)	21 (1)	19 (1)	22 (0)	23 (0)	27 (1)	31 (0)	299 (5)
	うち来室 相談件数	3	3	6	3	7	9	8	9	5	7	6	6	72
	Eメール 相談件数	5	4	2	1	2	1	0	3	7	11	2	5	43
令和 5年度	相 談 件 数	27 (0)	30 (1)	34 (3)	22 (1)	35 (1)	20 (0)	33 (2)	28 (2)	30 (3)	26 (1)	19 (0)	11 (0)	315 (14)
	(ケース数)	13	12	13	11	9	6	11	9	11	10	11	11	50
	うち電話 相談件数	16 (0)	19 (0)	23 (1)	19 (0)	27 (1)	17 (0)	26 (0)	20 (1)	23 (0)	22 (0)	19 (0)	11 (0)	242 (3)
	うち来室 相談件数	6	2	6	1	7	3	5	2	6	2	0	0	40
	Eメール 相談件数	5	9	5	2	1	0	2	6	1	2	0	0	33

* () 内は、少年等本人の相談件数を内数で示す。

* 月別の件数は、同一家庭が複数月にわたって相談している場合、月ごとに計上する。ただし、ケース数の「計」は同一家庭のケースを 1 件として計上するため、月別件数の合計とケース数の「計」が一致しない事がある。

令和 7 年度江南市青少年健全育成推進連絡協議会事業報告

年 月 日	内 容
令和 7 年 5 月 21 日	第 1 回江南市青少年健全育成推進連絡協議会理事会（市役所 第 3 委員会室）
7 月 1 日	青少年の被害・非行防止に取り組む県民運動（夏期・7 月 1 日～8 月 31 日） 生活・イベント情報メール及び市公式 LINE 配信の実施 市庁舎内放送及び行政情報モニター啓発記事掲載の実施 toko*toko=labo 内デジタルサイネージに啓発記事掲載の実施 江南市青少年健全育成推進連絡協議会総会及び講演会 （Home&nico ホール 小ホール 参加者 114 名） 講演会 演題：若者の声が響く地域づくり 海外の事例に学ぶ青少年支援の新たな視点 講師：日本福祉大学 社会福祉学部 社会福祉学科 両角 達平 氏
10 日	あいさつ運動啓発活動 全小学校で実施（午前 7 時 45 分～午前 8 時 15 分）
18 日	青少年被害・非行防止街頭啓発（午後 4 時～） 市内 5 か所で実施 （参加者 85 名）
10 月 1 日	青少年によい本をすすめる県民運動（10 月 1 日～10 月 31 日） 生活・イベント情報メール及び市公式 LINE 配信の実施 市庁舎内放送及び行政情報モニター啓発記事掲載の実施 toko*toko=labo 内デジタルサイネージに啓発記事掲載の実施
10 日	あいさつ運動啓発活動 全小学校で実施（午前 7 時 45 分～午前 8 時 15 分）
23 日	第 2 回江南市青少年健全育成推進連絡協議会理事会（市役所 大会議室）
11 月 1 日	子ども・若者育成支援県民運動（11 月 1 日～11 月 30 日） 生活・イベント情報メール及び市公式 LINE 配信の実施 市庁舎内放送及び行政情報モニター啓発記事掲載の実施 toko*toko=labo 内デジタルサイネージに啓発記事掲載の実施

年 月 日	内 容
令和 7 年 11 月 21 日	子ども・若者育成支援県民運動街頭啓発（午後 4 時～） 市内 5 か所で実施（参加者：56 名）
12 月 20 日	青少年の被害・非行防止に取り組む県民運動（冬期・12 月 20 日～1 月 10 日） 生活・イベント情報メール及び市公式 LINE 配信の実施 市庁舎内放送及び行政情報モニター啓発記事掲載の実施 toko+toko=labo 内デジタルサイネージに啓発記事掲載の実施
令和 8 年 2 月 1 日	「家庭の日」県民運動（2 月 1 日～2 月 28 日） 生活・イベント情報メール及び市公式 LINE 配信の実施 市庁舎内放送及び行政情報モニター啓発記事掲載の実施 toko+toko=labo 内デジタルサイネージに啓発記事掲載の実施
10 日	あいさつ運動啓発活動 全小学校で実施（午前 7 時 45 分～午前 8 時 15 分）

令和8年度 江南市青少年問題協議会 活動方針（案）

青少年の健全育成の重要さは、近年ますます高まるばかりであり、青少年が心身ともに明るく健やかに成長し、社会の変化に主体的に対応でき活力に満ちた社会人になることを願い、各種運動を展開してきたところであります。

しかしながら、青少年を取り巻く状況を考えると、いじめ、暴力行為、引きこもり、凶悪犯罪の増加など、様々な問題が発生し、深刻な社会問題となっています。

こうした問題の背景として、様々な要因が考えられますが、青少年に思いやりの心や社会性など豊かな人間性が育まれていないことや、他者を省みない自己中心的な大人の生き方が指摘されています。さらには都市化、核家族化、少子化等の進行によって地域の連帯感が薄れ、地域社会における人間関係の希薄化が今まで以上に懸念されるようになりました。

こうした中で、自立し、豊かな心と健やかな体を備え、創造性に富み、主体的に社会参画し、国際社会の一員としての自覚を有する青少年を育成していくための粘り強い努力が求められています。

このような状況を踏まえ、青少年問題が社会全体、とりわけ大人社会の問題でもあるとの認識にたち、青少年の健全育成という共通の目的のもと、関係機関と密接に連携、協力し、運動の展開を図らなければなりません。

江南市においても、従来進めてきた各種事業を充実し、積極的に推進するとともに、次の事業を重点に取り組み、市民と手を携えて青少年育成活動を展開するものです。

重点事業

1. もう一度家庭を見直そう運動・あいさつ運動の推進
2. 早寝早起き朝ごはん運動の推進
3. 青少年健全育成意識の地域への浸透
4. 環境浄化運動の促進
5. 街頭活動の推進
6. 被害・非行（薬物乱用・窃盗・喫煙・交通非行等）防止活動の推進
7. 少年センターにおける少年相談の実施

令和 8 年度 江南市少年センター事業計画

1. 活動の重点事項

- (1) もう一度家庭を見直そう運動・あいさつ運動の推進
- (2) 早寝早起き朝ごはん運動の推進
- (3) 青少年健全育成意識の地域への浸透
- (4) 環境浄化運動の促進
- (5) 街頭活動の推進
- (6) 被害・非行（薬物乱用・窃盗・喫煙・交通非行等）防止活動の推進
- (7) 少年センターにおける少年相談の実施

2. 実施要項

- (1) もう一度家庭を見直そう運動・あいさつ運動の推進
 - ①毎月第 3 日曜日の「家庭の日」を中心とした健全な明るい家庭づくりの推進及び家庭の日県民運動（2 月）の推進
 - ②各種広報による啓発及び街頭啓発の実施
 - ③家庭、地域等でのあいさつ運動の推進
- (2) 早寝早起き朝ごはん運動の推進
 - ・各種広報による啓発活動の実施
- (3) 青少年健全育成意識の地域への浸透
 - ①各種広報による県民運動を始めとする健全育成及び非行防止運動の推進
 - ・青少年の被害・非行防止に取り組む県民運動【夏期】（7～8 月）
 - ・青少年によい本をすすめる県民運動（10 月）
 - ・子ども・若者育成支援県民運動（11 月）
 - ・青少年の被害・非行防止に取り組む県民運動【冬期】（12～1 月）
 - ②青少年被害・非行防止街頭啓発活動の実施
- (4) 環境浄化運動の促進
 - ・各種広報による啓発
- (5) 街頭活動の推進
 - ・街頭啓発活動の充実
- (6) 被害・非行（薬物乱用・窃盗・喫煙・交通非行等）防止活動の推進
 - ①各種広報による啓発及び街頭啓発の実施
 - ②関係機関との連絡による防止活動の推進
- (7) 少年センターにおける少年相談の実施
 - ①少年センターPR カードの配布
 - ②あん心コールや E メール相談の実施
 - ③各種広報による啓発

※少年センターにおける少年相談（電話・面接相談）

相談日時 月～金曜日 午前 9 時～午後 5 時（土・日曜日、祝日、年末年始は休み）

フリーダイヤル：0120-54-2133、E メール：s-soudan@aurora.ocn.ne.jp

令和8年度 江南市少年センター青少年被害・非行防止「街頭活動」計画

月	補導活動等	期間・期日	推進方法	備考
6	地区別街頭補導	6月19日(金)	少年補導委員により各中学校区内の巡回補導	
7	青少年健全育成街頭啓発	7月17日(金)	少年補導委員及び青少年健全育成推進連絡協議会委員により資材配布	青少年の被害・非行防止に取り組む県民運動 【夏期】
8	「青少年の被害・非行防止に取り組む県民運動」市内巡回	期間中に期日を定めて実施	車両にて市内巡回	
	夏休み夜間地区別街頭補導	8月中	少年補導委員により各中学校区内の巡回補導	
9	地区別街頭補導	9月18日(金)	同上	
10	補導委員研修会	10月16日(金)	行き先：未定	青少年によい本をすすめる県民運動
11	地区別街頭補導	11月20日(金)	少年補導委員により各中学校区内の巡回補導	子ども・若者育成支援県民運動
12	地区別街頭補導	12月18日(金)	同上	青少年の被害・非行防止に取り組む県民運動 【冬期】
1	地区別街頭補導	1月15日(金)	同上	
2	地区別街頭補導	2月19日(金)	同上	家庭の日県民運動
3	地区別街頭補導	3月19日(金)	同上	

令和9年度 江南市少年センター青少年被害・非行防止「街頭活動」計画

月	補導活動等	期間・期日	推進方法	備考
4	地区別街頭補導	4月16日(金)	少年補導委員により各中学校区内の巡回補導	
5	地区別街頭補導	5月21日(金)	同上	

令和8年度 江南市青少年健全育成推進連絡協議会 事業計画

部会ごとに次の重点実施要項に基づいて活動を推進する。

1. 活動の重点事項

- (1) もう一度家庭を見直そう運動・あいさつ運動の推進
- (2) 早寝早起き朝ごはん運動の推進
- (3) 青少年健全育成意識の地域への浸透
- (4) 環境浄化運動の促進
- (5) 街頭活動の推進
- (6) 被害・非行（薬物乱用・窃盗・喫煙・交通非行等）防止活動の推進
- (7) 少年センターにおける少年相談の実施

2. 実施要項

- (1) もう一度家庭を見直そう運動・あいさつ運動の推進
 - ①毎月第3日曜日の「家庭の日」を中心とした健全な明るい家庭づくりの推進及び家庭の日県民運動（2月）の推進
 - ②各種広報による啓発及び街頭啓発の実施
 - ③家庭、地域等でのあいさつ運動の推進
- (2) 早寝早起き朝ごはん運動の推進
 - ・各種広報による啓発活動の実施
- (3) 青少年健全育成意識の地域への浸透
 - ①各種広報による県民運動を始めとする健全育成及び非行防止運動の推進
 - ・青少年の被害・非行防止に取り組む県民運動【夏期】（7～8月）
 - ・青少年によい本をすすめる県民運動（10月）
 - ・子ども・若者育成支援県民運動（11月）
 - ・青少年の被害・非行防止に取り組む県民運動【冬期】（12～1月）
 - ②青少年被害・非行防止街頭啓発活動の実施
 - ③子ども・若者育成支援街頭啓発の実施
- (4) 環境浄化運動の促進
 - ・各種広報による啓発
- (5) 街頭活動の推進
 - ・街頭啓発活動の充実
- (6) 被害・非行（薬物乱用・窃盗・喫煙・交通非行等）防止活動の推進
 - ①各種広報による啓発及び街頭啓発の実施
 - ②関係機関との連絡による防止活動の推進
- (7) 少年センターにおける少年相談の実施
 - ①少年センターPRカードの配布
 - ②あん心コールやEメール相談の実施
 - ③各種広報による啓発

令和 8 年度 青少年健全育成推進連絡協議会活動計画

事業名	実施日
青少年健全育成推進連絡協議会 第 1 回理事会 総会及び講演会 第 2 回理事会	5 月 21 日実施 7 月 2 日実施 10 月中旬実施予定
「青少年被害・非行防止」街頭啓発活動	市内 5 校区 5 か所にて年 1 回実施 7 月 17 日（金）実施
あいさつ運動	市内 10 小学校にて年 3 回実施
市内巡回による啓発	公用車での巡回啓発 8 月上旬に実施
生活・イベント情報メール、江南市公式 LINE、市役所内放送、市役所内行政情報 モニター、toko*toko=labo 内デジタルサ イネージによる啓発	・「青少年の被害・非行防止に取り組む県 民運動（夏期）」 7、8 月に実施 ・「青少年によい本をすすめる県民運動」 10 月に実施 ・「子ども・若者育成支援県民運動」 11 月に実施 ・「青少年の被害・非行防止に取り組む県 民運動（冬期）」 12 月に実施 ・「家庭の日」県民運動 2 月に実施

地方青少年問題協議会法（抜粋）

（設置）

第1条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

（所掌事務）

第2条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
 - 二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。
- 2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

（組織）

第3条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

江南市青少年問題協議会条例（抜粋）

（設置）

第1条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号。以下「法」という。）に基づき江南市青少年問題協議会を置く。

（組織）

第2条 協議会委員は、20人以内で組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 委員は、市議会の議員、関係行政機関の職員及び学識経験がある者のうちから、市長が委嘱する。

（任期）

第3条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（会長）

第4条 会長は、会務を総理する。

（副会長）

第5条 協議会に副会長1人を置くことができる。

- 2 副会長は委員の互選によってこれを定める。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（庶務）

第8条 協議会の庶務事務は、市長の定める機関において処理する。

江南市少年センターの設置及び運営に関する規則（抜粋）

（運営協議会）

第6条 少年センターの業務の企画及び適切な運営を図るため、江南市少年センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

- 2 運営協議会は、委員20名以内で組織し、委員は江南市青少年問題協議会委員をもって充てる。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。
- 4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

江南市青少年問題協議会委員兼江南市少年センター運営協議会委員名簿

任期：令和 7 年 6 月 1 日～令和 9 年 5 月 31 日

※令和 8 年 6 月 1 日現在

役職名	氏 名	役 職
会 長	澤 田 和 延	江南市長
委 員	中 野 裕 二	江南市議会厚生文教委員会委員長
〃	鈴 木 健	江南警察署長
〃	洲 寄 和 宏	愛知県立江南高等学校長
〃	高 瀬 裕 隆	滝高等学校長
〃	大 藪 正 恭	江南市小中学校長会代表 古知野北小学校長
〃	西 浦 達 郎	江南市小中学校長会代表 宮田中学校長
〃	藤 井 勝 利	江南市子ども会連絡協議会副会長
〃	安 藤 善 啓	江南市スポーツ少年団本部長
〃	栗 本 明 美	江南市更生保護女性会会長
〃	大 野 順 基	江南市少年センター少年補導委員
〃	中 山 栄	江南市少年センター少年補導委員
〃	鈴 木 章 幹	江南市少年センター少年補導委員
〃	神 谷 文 子	江南市少年センター少年補導委員
〃	小 野 不二子	江南市少年センター少年補導委員
〃	仙 田 桂	江南市人権擁護委員
〃	大 池 泰 子	江南市民生児童委員協議会会長
〃	島 倉 一 将	江南青年会議所理事長
〃	大 野 矩 子	ソーシャルワーカー
〃	百合草 千 恵	江南市 P T A 連合会会長 布袋北小学校 P T A 会長